

高議第91号

高砂市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

高砂市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定めるものとする。

2020年（令和2年）12月18日提出

高砂市議会議会運営委員会委員長 川 端 宏 明

高砂市議会規則第 号

高砂市議会会議規則の一部を改正する規則

高砂市議会会議規則（平成26年高砂市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第83条第1項中「出席できないとき」の次に「(高砂市議会委員会条例(昭和46年高砂市条例第37号。以下「委員会条例」という。)第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得た同条第1項に規定するオンラインによる通話の方法による出席ができないときを含む。)」を加える。

第86条第1項中「出席委員」の次に「(委員会条例第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンラインによる通話の方法による出席をした委員を含む。)」を加え、同条第2項中「退席」の次に「(委員会条例第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンラインによる通話の方法による出席をした委員については、当該出席をしないこと)」を、「出席」の次に「(同条第2項の規定により委員長の許可を得た同条第1項に規定するオンラインによる通話の方法による出席を含む。)」を加える。

第88条ただし書及び第91条ただし書中「出席委員」の次に「(委員会条例第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンラインによる通話の方法による出席をした委員を含む。)」を加える。

第109条第1項中「出席」の次に「(委員会条例第13条の2第1項に規定するオンライン委員会における同項に規定するオンラインによる通話の方法による出席を含む。)」を加える。

第110条に次の1項を加える。

- 2 委員会条例第13条の2第1項に規定するオンライン委員会の開会中における前項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事を進行しなければならない」とする。

第111条第2項中「出席委員」の次に「(委員会条例第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンラインによる通話の方法による出席をした委員を含む。)」を加える。

第142条中「議場又は」を「議場若しくは」に改め、「者」の次に「又は委員会条例第13条の2第1項に規定するオンライン委員会において同項に規定するオンラインによる通話の方法による出席をする者」を加える。

第153条中「出席停止」の次に「(委員会条例第13条の2第1項に規定するオンライン委員会における同項に規定するオンラインによる通話の方法による出席の停止を含む。)」を加え、同条ただし書中「出席」を「当該出席」に改める。

第154条中「出席を」を「出席(委員会条例第13条の2第1項に規定するオンライン委員会における同項に規定するオンラインによる通話の方法による出席を含む。以下この条において同じ。)」を「に」、「出席した」を「出席をした」に改め、「退去」の次に「(同項に規定するオンライン委員会については、当該出席をしないようにすること)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。